福島県不妊症・不育症支援ネットワーク協議会設置要綱

(目的)

第1条 本県における不妊症及び不育症に悩む方への包括的な支援体制の構築を図るため、次条 に掲げる事項に関する協議・検討を行う福島県不妊症・不育症支援ネットワーク協議会(以下 「協議会」という。)を福島県が設置し、主宰する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。
 - (1) 地域の実状に応じた不妊症及び不育症に悩む方への支援(以下「支援」という。)に関する事項
 - (2) 不妊治療及び不育症治療(以下「治療」という。)の実施状況に関する課題等に関する事項
 - (3) 支援の関係者に対する研修及び普及啓発に関する事項
 - (4) その他支援、治療に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会の構成団体は、別表のとおりとし、構成団体の長の指名する者をもって委員とする。

(会長)

- 第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。なお、任期途中で委員が交代した 場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

- 第6条 協議会は、必要に応じて会長が召集するものとする。
- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、公立大学法人福島県立医科大学に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年8月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初の協議会の招集は、福島県子ども未来局長が行う。

附則

1 この要綱は、令和5年2月9日から施行する。